

習志野市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関するキャンセルポリシー

1. 事業所の利用承認をもって利用予約が確定となります。事業所が利用予約を確定した時点より、当キャンセルポリシーの対象となります。
2. お子様の体調不良など、予期しないキャンセルについては、速やかに事業所へご連絡ください。
3. 利用日当日の0時以降に事業所にキャンセルの連絡をした場合は、利用があったものとみなし、確定した予約時間に基づき、月の利用時間枠から減算します。
4. 無断キャンセルは、事業所や他の利用者の迷惑となりますので、おやめください。
5. 無断キャンセルや度重なる予約の変更等をされた場合には、利用をお断りする場合があります。
6. キャンセルにおける利用料や利用時間の取り扱いは、以下の表のとおりです。

	利用料 キャンセル料	月の利用時間枠 の減算	実費負担 (給食費等)
利用日前日の23時59分までに事業所にキャンセルの連絡をした場合	事業所により異なる	減算なし	事業所により異なる
利用日当日の0時以降に事業所にキャンセルの連絡をした場合	事業所により異なる	予約時間分を消費	
利用予約時間より遅れて登園した場合	予約時間分を徴収	予約時間分を消費	
利用予約終了時間より早くお迎えにきた場合	予約時間分を徴収	予約時間分を消費	
利用予約終了時間より遅れてお迎えにきた場合	予約時間分の利用料+超過料金 (事業所により異なる)を徴収	予約時間分を消費 (超過時間分の減算なし)	

※前日については、土曜日・休日等は関係ありません。

※キャンセルの期限や発生する料金、連絡方法等については、各事業所により異なりますので、各事業所へお問い合わせください。

【以下は、一例です。】

当日、9時から12時（3時間）で予約をしている場合

【通常】予約の時間どおり利用した場合	
実際の利用時間	3時間
利用料	3時間分を支払い
月の利用時間枠の減算	3時間

【ケース1】開始時間に遅れ、10時から12時（2時間）で利用した場合	
実際の利用時間	2時間
利用料	3時間分を支払い（予約時間分）
月の利用時間枠の減算	3時間（予約時間分）

【ケース2】終了時間が早まり、9時から11時（2時間）で利用した場合	
実際の利用時間	2時間
利用料	3時間分を支払い（予約時間分）
月の利用時間枠の減算	3時間（予約時間分）

【ケース3】終了時間に遅れ、9時から12時10分（3時間10分）で利用した場合	
実際の利用時間	3時間10分
利用料等の料金	3時間分（予約時間分）+超過料金（各事業所により異なる）を支払い
月の利用時間枠の減算	3時間（予約時間分）

※利用料及び利用時間超過分の超過料金、キャンセルした場合の各料金の支払い方法については、各事業所により異なりますので、各事業所へお問い合わせください。